

番号	1
項目	あいりん貯蓄組合残余金の使途の見直し
<p>(回答)</p> <p>当該残余金について、あいりん地域及びその周辺に暮らす方々、とりわけ日雇労働者等を含む生計困難者の生活の安定と福祉の向上に資するよう活用すべきものと認識しております。</p> <p>今回、大阪社会医療センターの経営改革に要する経費として、社会福祉振興基金を活用する判断に至ったのは、同センターがあいりん地域及びその周辺の居住者や日雇労働者等を含む生計困難者に対する医療提供という福祉的役割を担い続けるために、改革を先送りできない状況にあること、また、改革の実行に必要な一時的経費を自力で確保することが困難であることを踏まえたものです。</p> <p>これは、当該残余金を「あいりん地域で労働者のために活用する」という趣旨に沿うものであり、必要な治療を受けることが困難な方に対して医療面から支援を行うという点において、要望書にご記載の「生活保障施策」にあたるものと考えております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	2
項目	大阪社会医療センターの経営再建には大阪市が責任を持って予算措置をすること
<p>(回答)</p> <p>大阪社会医療センターは本市の行政目的及び施策を効果的かつ効率的に実施するために、本市が果たすべき役割を補完し、又は代替する活動を行う本市の外郭団体であり、病院運営は法人が主体的に行い、本市はその外郭団体の自律的な運営等を監理する立場にあります。</p> <p>本市としましては、同センターは本市のあいりん施策に不可欠な施設であり、地域固有のニーズに応える医療・福祉サービスを提供する重要な拠点施設としての役割を果たしていただく必要がありますので、引き続き、経営改革の効果や収支状況を常に把握しながら、必要な指導や更なる経営改善策の実施を強く求めるなど、経営の安定化が図れるよう、尽力してまいります。</p> <p>「あいりん貯蓄組合残余金以外からの予算措置」に関して、今回の同センターに対する補助金の交付は、あいりん地域等における医療・福祉提供体制を確保するために一時的に必要な経費を支援する事業補助であり、その財源の選択にあたっては、他の医療機関や市民負担との公平性等の観点から検討を重ねた結果、市税を原資とする一般財源ではなく、社会福祉振興基金を活用することが適当であると判断いたしました。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	3
項目	あいりん貯蓄組合の残余金使途決定に関する地域協議の場の設置をおこなうこと
	<p>(回答)</p> <p>当該残余金の使途については、地域の町会・団体等との忌憚のない意見交換の場として、各地域連合振興町会、(仮称)萩之茶屋まちづくり拡大会議、あいりんシェルター運営委員会、釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会等の会合がございますが、それらの場を通じて、地域のニーズ・ご意見を伺いながら、福祉局において慎重に検討してまいります。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	4
項目	意思決定過程に関する再発防止策を提示すること
<p>(回答)</p> <p>大阪社会医療センターからの緊急要望の要請を受けて、本市では経営再建に向けた支援策を検討、早急に補正予算を編成する必要があったところ、補正予算の編成の過程では、市関係部局への説明や、議会への議案上程・審議に向けた手続を短期間で進める必要があったことに加え、社会福祉法人の人事・給与等の機微な内部情報を含み得ることから、法人の権利利益を害するおそれのある情報の取扱いにも配慮する必要があるなど一定の制約があるため、議案上程前の段階で、地域の皆さまに対して個別に説明や意見聴取を行うことは困難であったことから、事前にお話しすることができませんでした。</p> <p>今後の基金の活用につきましても、様々な会合の場を通じて、地域のニーズ・ご意見を伺いながら、慎重に検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	5
項目	社会医療センターのあり方を報告、話し合う場を設定すること
<p>(回答)</p> <p>本市としまして、大阪社会医療センターは、あいりん地域の医療を担う目的として無料低額診療等事業補助を行うなど、地域の医療提供体制を確保し、無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスを総合的かつ一体的に提供する、あいりん地域に欠かせない病院であるものと認識しております。</p> <p>また、本市は外郭団体である大阪社会医療センターの自律的な運営等を監理する立場にあるものの、運営主体である社会福祉法人の権利利益を害するおそれのある情報の取扱いに配慮する必要があるため、同センターの運営状況の報告及び意見交換を行う立場にないものと考えております。</p> <p>今後の社会医療センターのあり方につきましても、同センターが必要かつ確実に医療を提供し、地域住民の保健と福祉の増進に寄与できるよう、必要な指導・監理を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	6
項目	福祉局自立支援課は西成特区構想の中で地域の福祉行政に対して責任ある対応をすること
	<p>(回答)</p> <p>福祉局として、西成特区構想エリアマネジメント協議会における就労福祉専門部会及びあいりん地域まちづくり会議等に対しまして、引き続き、事務局である西成区と十分に連携のうえ、真摯に対応してまいります。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	7
項目	大阪市は 2014 年からはじまった西成特区構想で行政と地域が「ボトムアップ」で地域課題の解決のために意思決定をすとしたことに立ち戻り、地域の意見や要望を丁寧にくこと
	(回答) 福祉局として、西成特区構想の事務局である西成区と十分に連携のうえ、引き続き、西成特区構想エリアマネジメント協議会における就労福祉専門部会及びあいりん地域まちづくり会議等への参画や、地域の様々な会合の場を通じて、地域のニーズ・ご意見を丁寧に伺ってまいります。
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924